

京都府立医科大学大学院特別聴講学生交流規程

平成20年4月1日
京都府立医科大学規程第78号

(目的)

第1条 この規程は、京都府立医科大学大学院学則（平成20年京都府立医科大学規則第2号。以下「学則」という。）第14条に規定する他の大学院の授業科目を履修する者（学則第23条に規定する外国の大学院に留学する者を含む。以下「特別聴講派遣学生」という。）及び学則第33条に規定する特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(他の大学院との協議)

第2条 学則第14条及び第33条に規定する他の大学院との協議は、次に掲げる事項について、学長が行う。大学院研究科教授会議は、学長が決定するにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 対象となる学生
- (2) 履修科目及び単位数
- (3) 履修期間
- (4) 単位修得の認定方法
- (5) 授業料等費用の取扱い
- (6) その他必要な事項

(出願手続)

第3条 特別聴講派遣学生として他の大学院の授業科目を履修しようとする者は、履修を希望する期間の始まる2月前（外国の大学院の場合は原則として3月前）までに、所定の願書により学長に願い出なければならない。

(履修の許可)

第4条 学長は、前条の願い出があったときは、第2条に規定する協議に基づき、他の大学院の授業科目を履修することを許可する。

2 学長は、前項の許可をしたときは、当該他の大学院の長に受入れを依頼するものとする。

(履修期間)

第5条 特別聴講派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、学長が当該他の大学院と協議の上、履修期間の延長を許可することができる。大学院研究科教授会議は、学長が決定するにあたり意見を述べるものとする。

2 前項の履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(単位修得の認定)

第6条 特別聴講派遣学生が他の大学院において履修した授業科目についての単位修得の認定は、当該他の大学院の長が交付する学業成績証明書等により、学長が行う。

(履修報告)

第7条 特別聴講派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに（外国の大学院に留学する者については、帰国の日から1月以内に）履修報告書を学長に提出しなければならない。

(履修許可の取消し)

第8条 学長は、特別聴講派遣学生が次の各号の一に該当するときは、当該他の大学院と協議の上、授業科目を履修することの許可を取り消すことがある。大学院研究科教授会議は、学長が決定するにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 本大学院又は他の大学院の規則等に違反したとき。
- (2) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

(在学期間の取扱い)

第9条 第5条に規定する履修期間は、学則第15条に規定する在学期間に算入する。

2 前条の規定により授業科目を履修することの許可を取り消された者の在学期間の取扱いについては、学長が決定する。大学院研究科教授会議は、学長が決定するにあたり意見を述べるものとする。

(授業料の納付)

第10条 特別聴講派遣学生は、当該履修期間中においても、本学に、規定の授業料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第11条 他の大学院から特別聴講学生の受入れについては、第2条に規定する協議に基づき、学長が入学を許可する。

2 前項の依頼に当たっては、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生入学願
- (2) 所属する研究科の長の推薦書
- (3) 学業成績証明書
- (4) 健康診断書

(授業科目履修の範囲)

第12条 特別聴講学生は、第2条に規定する協議に基づき、本大学院の授業科目を10単位を超えない範囲で履修できるものとする。

(学業成績証明書の交付)

第13条 学長は、所定の履修期間が終了したときは、特別聴講学生に対して、学業成績証明書を交付するものとする。

(準用)

第14条 第5条及び第8条の規定は、特別聴講学生に準用する。

2 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生の取扱いについては、学則その他学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。